

コージェネレーションシステム
パッケージA契約定義書
(北本・桶川地区)

2020年10月1日

東彩ガス株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	2
5. 使用量の算定	2
6. 料 金	2
7. 単位料金の調整	3
8. 需給契約の補償料	4
9. 名義の変更	5
10. 契約の変更又は解消	5
11. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料及び消費税等相当額の精算	5
12. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	6
13. 本支管工事費の精算	6
14. 緊急時調整時の措置	6
15. その他	6
付 則	7
1. 本定義書の実施期日	7
(別 表)	8
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	8
2. 料金表	9

1. はじめに

このコージェネレーションシステムパッケージA契約定義書（北本・桶川地区）（以下「この定義書」といいます。）は、当社の託送供給約款で定める別表第1の供給区域で「北本エリア」に位置づけられ、ガス小売供給約款（東彩ガス供給区域）（以下「小売約款」といいます。）に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 用語の定義

- (1) 「コージェネレーションシステム」・・・ガスを熱源として電力と熱を発生させる機器をいいます。
- (2) 「契約最大使用量」・・・契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。
- (3) 「契約月別使用量」・・・契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」・・・契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」・・・契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない量をいいます。
- (6) 「契約月平均使用量」・・・契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (7) 「最大需要期」・・・12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」・・・次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「消費税等相当額」・・・消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」・・・消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この定義書においては10パーセントといたします。

3. 適用条件

お客さまは、当社が申込日において公開する小売約款及びこの定義書を需給契約の内容とすることに同意したうえで、この定義書に関する契約を申し込むものとし、4（1）の定めに従い、契約が成立したときは、この定義書も需給契約の内容となるものとします。なお、申し込みには、次のすべての条件を満たす必要があります。

- (1) コージェネレーションシステムを設置していること。
- (2) コージェネレーションシステムの定格発電出力（機器容量）が5kW以上であること。
- (3) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間使用量が契約最大使用量の800倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- (5) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (6) 契約年間負荷率が70パーセント以上であること。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立っ

て緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

4. 契約の締結

- (1) お客様は、この定義書に基づき当社と協議・承諾のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客様は、新たにこの定義書に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はコージェネレーションシステム及びその他の機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月平均使用量
 - ⑤ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として 1 年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに 1 年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 本契約の契約期間満了前に解消又は一般料金契約定義書（北本・桶川地区）に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から 1 年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による、解消又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより、算定いたします。

最大使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障の場合には、お客さまと当社の協議によって、その月における最大使用量を算定いたします。

6. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 30 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表 2 の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使

用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

55,080円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定の結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

なお、トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の事業所等に掲示いたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = (\text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9771 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0474)$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料及び契約最大使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を原則として、それぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)及び(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の800倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left\{ \left(\frac{\text{契約最大使用量の800倍に相当する年間使用量}}{\text{年間使用量}} \right) - \left(\frac{\text{実績年間使用量}}{\text{年間使用量}} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、} \\ \text{小数点第3位以下を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般料金契約定義書（北本・桶川地区）に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率 { (年間の1か月当たり平均実績使用量 / 最大需要期の1か月当たり平均実績使用量) × 100 をいいます（小数点以下切捨て）。 } が70パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left\{ \left(\frac{\text{負荷率70パーセントに相当する年間使用量}}{\text{年間使用量}} \right) - \left(\frac{\text{実績年間使用量}}{\text{年間使用量}} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、} \\ \text{小数点第3位以下を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般料金契約定義書（北本・桶川地区）に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

（備考）

負荷率 70 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月当たり平均実績使用量に 0.70 を乗じ、その量を 1.2 倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left\{ \left(\frac{\text{契約年間引取量}}{\text{年}} \right) - \left(\frac{\text{実績年間使用量}}{\text{年}} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{ガス需要契約に定める 月別契約量} \\ \text{に各月の単位料金を乗じたものの} \\ \text{合計額を契約年間使用量で除し、} \\ \text{小数点第3位以下を四捨五入した} \\ \text{額} \end{array} \right)$$

(4) 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の 1 時間当たりの使用量が契約最大使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left\{ \left(\frac{\text{最大の1時間当たりの使用量}}{\text{使用量}} \right) - \left(\frac{\text{契約最大使用量} \times 1.05}{\text{使用量}} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{流動基本料金} \\ \text{相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right) \times 1.2$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といたします。

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、この定義書が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（適用条件を満たさなくなった場合及びの補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

11. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料及び消費税等相当額の精算

契約期間中において契約の変更又は解消が生じた場合であって変更月又は解消月以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、若しくは申し受けることが確定している場合には、補償料算定式のうち「1.2」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として補償料及び消費税等相当額を算定しなおして精算いたします。なお、補償料計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、10 (1) 規定による契約の変更又は解消であって当社がやむをえないと判断した場

合以外、若しくは 10 (2) 規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料及び消費税等相当額の精算は行いません。

12. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、10 (1) の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは 10 (2) の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの定義書に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right) \times (\text{基本料金相当額})$$

(2) 新たにこの定義書に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量をそれまでの契約最大使用量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、

次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{l} \text{前契約の 1} \\ \text{か月当たり} \\ \text{の基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の 1} \\ \text{か月当たり} \\ \text{の基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{全契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right)$$

13. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後 1 年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額を全額申し受けます。

14. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、8 需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \text{ 定額基本料金 割引額} = \frac{\text{定 額}}{\text{基本料金}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(2) \text{ 流量基本料金 割引額} = \frac{\text{流 量}}{\text{基本料金}} \times \frac{\text{契約最大}}{\text{使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

15. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 本定義書の実施期日

本定義書は、2020年10月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表

(1) 定額基本料金

1 か月につき	27,500円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	----------------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	574.25円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	56.78円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。